

新旧対照表

(沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて)

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて (包括保税運送の取扱い)</p> <p>4 - 1 自由貿易地域等内の保税地域相互間又は自由貿易地域等内の保税地域と沖縄地区税關の管轄区域内にある保税地域(他所蔵置場所を含む。)相互間で行われる外国貨物の運送については、<u>外国貿易船から直接運送される貨物(令第15条第1項第2号((積卸について呈示しなければならない書類))に規定する船卸票が発給される貨物を除く。)</u>を除き、包括保税運送により行うことができるものとする。</p> | <p>沖縄振興特別措置法に基づく自由貿易地域等の取扱いについて (包括保税運送の取扱い)</p> <p>4 - 1 自由貿易地域等内の保税地域相互間又は自由貿易地域等内の保税地域と沖縄地区税關の管轄区域内にある保税地域(他所蔵置場所を含む。)相互間で行われる外国貨物の運送については、<u>次に掲げる貨物を除き、包括保税運送により行うことができるものとする。</u></p> <p>(1) 貴石、貴金属、毛皮製品</p> <p>(2) ばら積みで運送される有税品</p> <p>(3) <u>外国貿易船から直接運送される貨物(令第15条第1項第2号((積卸について呈示しなければならない書類))に規定する船卸票が発給される貨物を除く。)</u></p> |